金属類等についての収集区分の見直し

プラスチック製容器包装のモデル地区での分別収集に合わせて、次の項目についても 収集区分の見直しを行い、燃やせないごみの収集回数を減らすことができるのか、諸経費 の削減が図れるのかどうかを検証する。

- 1 金属類を資源として分別収集すること
 - (1) 収集方法

月1回(従来の危険ごみの日、業者委託)

- (2) 分別収集の対象物
 - ア 金属類 (1 辺が 80 cm未満、80 cm以上は粗大)

鍋、やかん、フライパン、スプーン、フォーク、食用缶、スプレー缶、針金ハンガー等

イ 小型家電(家電4品目を除く)

電子レンジ、炊飯器、ポット、扇風機、ファンヒーター、掃除機、トースター 湯沸かし器、ストーブ等(燃料や電池を使用するものはそれらを除くこと)

(3) 効果

クリーンセンターに入る金属類が減ることで、「破砕機の負担軽減」と「破砕機 修理等の維持費用の経費削減」が図れる

- (4) 啓発方法
 - ア 説明会の実施
 - イ ごみステーションにおける掲示、広報等での啓発の実施
 - ウ 金属類の分け方、出し方についてのパンフレットを作成し配布する
- 2 乾電池を燃やせないごみとして収集すること
 - (1) 収集方法

燃やせないごみとして収集

(2) 分別収集の対象物

家庭から出される使用済みの乾電池ただし、ボタン電池や充電式電池等については、販売店等に返却する

(3) 効果

収集・処理委託経費の削減が図れる

- (4) 啓発方法
 - ア 説明会の実施
 - イ 広報等での啓発の実施
 - ウ 啓発用のチラシを作成し配布する